



## 弁理士の将来像について思うこと

副会長 大西 正悟



昨年のいつかは記憶が定かでないが、テレビ朝日の「ニュースステーション」で救急救命士を話題とした放送を見た。これはそれ以前に放送された第1回の特集に続く続編で、第1回の放送では日本と米国の救急救命士制度を比較するような内容であり、今回は日本と韓国の制度を比較するような内容であった。いずれも日本での救急救命士制度を考える番組であり、第1回の特集は、日本の救急救命士は気管挿入、徐細動（いわゆる電気ショック）等といった一定の医療行為を行うときには電話等で医師の指示もしくは同意を受けることが条件となっているが、米国では救急救命士が独自に判断してこれらを行うことができるという点を考察するものであった。第2回目となる今回の特集はその続編で、韓国の救急救命士の現状をドキュメンタリー風に放送するとともに、韓国での制度を日本および米国の制度と対比しながら説明するものであった。韓国において救急救命士制度ができたのも日本と同様に比較的最近であるが、韓国では救急救命士が独自に判断して気管挿入等の医療行為ができるような制度になっており、これにより救急時の人命救助に非常に役立っているといった内容であった。一方、日本では医療活動は医師が行うという医師法の原則を考え、救急救命士は電話等により医師の指示もしくは同意を得た上で初めて気管挿入等ができるという制度になっており、例えば、山間地等での救急活動で電話もしくは無線等による医師との連絡が難しい状況下で救急救命士が迅速適切な対処が可能であるか、疑問視されていた。

医療行為が不適切、不正に行われて患者が不利益を被ることがないように、医師国家試験に合格した医師に医療行為を認め、国民を守るというのが医師法の原則であり、これは非常に大事であることは確かである。しかし、救急救命士制度を設けるにあたっては救急救命士が対処する患者にとって何が最善であるかということを経済重視すべきなのに、医師法の規定に拘泥されて制度の趣旨を却って損なうような結果になっているため、今回の番組が投げかけている疑問がでてきたのではないと思われる。すなわち、この制度は救急患者の命を守るというのが最も重要視されて然るべきであり、医師法の精神もそれに則っているはずであるが、救急救命士の救命行為に医師法の規定を拘り定規に適用して、緊急を要する救命行為を迅速に行えなくすることになってしまっているのではないかと考える。

但し、気管挿入、徐細動、投薬、注射等は治療もしくは医療行為であり、専門的な知識および技術が伴わずにこれを行うのは患者の人命を損なうおそれもある非常に危険な行為であるので、このような救急救命行為を行うために必要十分な（医者と同レベルの）専門的な知識および技術を獲得した上で救急救命士として認められなければならない。その上で、救急救命士の単独の判断で救急救命行為を行えるようにするのが、その制度目的に合致し、患者に対しても最善の行為となるものである。米国、韓国、日本すべてにおいてこのようなことは十分に検討されており、救急救命行為を行うために必要十分な（医者と同レベルの）専門的な知識および技術を獲得した上で救急救命士としての資格を与えるようになっている。ところが、このようにして資格が付与された救急救命士が行える行為に対して、米国および韓国と日本とでその内容に差があるというのが今回番組が取り上げていた問題の一つであり、日本では電話等により医師の指示もしくは同意を得た上で初めて気管挿入等の緊急治療行為が可能であるという他国との相違点を考察していた。

ところで、この特集番組を見ていて、我々弁理士と弁護士との関係に似たものを連想した。我々弁理士を取り囲む環境は近年大きく変化しており、その業務範囲も著作権法等が含まれるようになり、且つ特許等の侵害訴訟に対しても弁理士が訴訟代理権を有する（但し、弁護士が訴訟代理人になっている事件に限るという条件を満た

す必要がある) ように弁理士法が改正された。この弁理士法の改正の下での「弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る」という要件(弁護士と共同でのみ弁理士が訴訟代理人となることができるという要件)が、救急救命士が行う緊急治療行為が医師の同意の上でという条件を課されていることに通じるものがないでしょうか。

訴訟代理人を設ける目的は訴訟当事者を代理してこの訴訟当事者の利益を守るというもので、この趣旨に則って弁理士法が制定されており、法律に関する十分な専門的知識を有する弁護士に訴訟代理人としての資格を与えていると考える。このため、特許等の侵害訴訟については我々弁理士は輔佐人として資格を有するだけで弁護士が訴訟代理権を有していたが、今回の弁理士法改正で知的財産権分野での一定の訴訟については弁理士も訴訟代理が可能となった。これは、最近での特許等、知的財産権に関連する訴訟の増大に迅速に対処して当事者の利益を守る必要があるという事情等を考慮し、特許等についての専門的知識を有する弁理士がその侵害訴訟等の代理人となれば訴訟手続が迅速化できて当事者の利益を守ることが期待できるという趣旨であると考えられる。

訴訟代理人を設ける目的は「訴訟当事者の擁護」であり、特許侵害訴訟に関して弁理士が代理人となる場合、当事者の利益を十分に擁護でき且つ訴訟手続の迅速化に貢献できるということが重要である。まず、弁理士は特許権の取得手続を代理することを業としているのでこれらの権利内容について十分に理解しており、弁理士が関与することにより訴訟対象となる権利内容の把握等が迅速に行われ、訴訟の迅速化が進むことは十分期待できると考える。さらに、以前から弁理士は特許審決取消訴訟の代理人資格を有し、且つ、特許侵害訴訟において輔佐人資格を有しており、一定の訴訟手続能力は有していた。このような事情に規制緩和という要因も加わって、特許等、知的財産権のスペシャリストである弁理士がこの分野での訴訟に必要な手続能力を取得すれば、その侵害訴訟等の代理人として当事者利益を十分に擁護でき、且つ訴訟審理手続の迅速化に寄与できると判断されて、今回の弁理士法改正により弁理士が一定の範囲内での特定侵害訴訟の訴訟代理人としての資格を付与されたものであると考える。

但し、現状では訴訟手続能力が十分であると判断されず、研修等によりこの能力担保を図るという条件の下で今回、一定の範囲内での訴訟代理権が弁理士に付与された経緯がある。さらに、今回の法改正で弁理士に認められた訴訟代理権は弁護士との共同代理を条件としており、まだ弁理士単独での訴訟手続能力が十分でないと判断されているものである。すなわち、我々弁理士の今後の努力、研鑽が非常に強く求められ、元来から弁理士に必要な特許等の権利取得の手続代理のための能力に加えて、十分な訴訟手続能力を取得し且つ発展させなければならぬ。そして、弁理士に特許等の訴訟代理を安心して任せられると世間から認められるようになれば、「弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る」という要件も不要となり、将来は弁理士の単独代理も認められる可能性もあり得るのではないのでしょうか。逆に言えば、我々弁理士が努力、研鑽を怠って、弁理士が代理する訴訟事件で当事者が不利益を被るようなことになれば、単独代理はおろか共同代理も認められないということになるいうおそれがあると考えられる。

昨今、日本弁理士会が知的創造サイクルという用語を提起して一般に用いられるようになってきているが、知的創造サイクル全般に弁理士が深く関与するには知的財産権に関する訴訟代理権を有するということが大きな要素である。今回の弁理士法改正により弁理士が特許法等の侵害訴訟における代理権を有することになったのはこの点からみて大いに歓迎すべきであるが、弁理士がその能力を認められなければ意味がなく、これは我々弁理士の今後の努力、研鑽にかかっていると言える。上述した救急救命士制度の下、救急救命士は緊急治療行為について治療行為の訓練を熱心に行っている様子が放映されていたが、弁理士も訴訟代理の能力を担保するため、同様な努力が求められており、これは今後の弁理士の将来を大きく左右する一つのテーマと言えるのではないのでしょうか。

なお、現在では救急救命士が独自に徐細動を行うことができるように改定されているようである。